

特定非営利活動法人 ペット災害危機管理士会

支部規程

(目的と機能)

第1条 各支部は、特定非営利活動法人ペット災害危機管理士会の事業運営を円滑に行う目的をもって次のことを行う。

- (1) 会員の募集と管理地域行政との窓口としての機能を有する。
- (2) 非常時の現地対策本部としての機能を有し、支部長を中心に情報収集を行う。
- (3) その他必要に応じて、法人の運営に関する事項を審議し理事会へ上程する。

(構成)

第2条 支部会員の構成は次の通りとする。

- (1) 支部を5つ設置し、各々が管理する都道府県は以下とする
 - 1.東日本支部（北海道、青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉）
 - 2.南関東・甲信越・東海支部（東京、神奈川、山梨、静岡、愛知、三重、岐阜、長野、新潟）
 - 3.関西・北陸支部（富山、石川、福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）
 - 4.中国・四国支部（鳥取、岡山、島根、広島、山口、愛媛、香川、高知、徳島）
 - 5.九州・沖縄支部（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）
- (2) 個人会員は申し込み時の所在都道府県により各支部の会員とする。
- (3) 法人会員は営業所や支店住所の都道府県により各支部の会員とする

(会員管理)

第3条 会員の入会、転居、脱会、継続、会費に関する管理は事務局で行う

(会議)

第4条 支部長会議は各支部長、または理事会が必要と認めた時に開催する。尚、支部長が必要と認められた者は支部長会議に出席することができる。

(支部長の任期)

第5条 支部長の任期は、原則として2年とする。

- (1) 支部長は理事会において選出し、理事長が任命する

(附則)

1. 本規定は理事会にて改廃する。
2. 本規定は、令和4年6月1日より実施する
3. 令和5年7月3日 改訂（第2条（2））